

地域再生計画書本体新旧対照表

旧	新
<p>1 地域再生計画の名称 静岡市きれいな水のまち計画</p>	<p>1 地域再生計画の名称 静岡市きれいな水のまち計画</p>
<p>2 地域再生計画の作成主体の名称 静岡市</p>	<p>2 地域再生計画の作成主体の名称 静岡市</p>
<p>3 地域再生計画の区域 静岡市の全域</p>	<p>3 地域再生計画の区域 <u>静岡市の区域の一部（旧静岡市の区域）</u></p>
<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>静岡市は、静岡県の中央部に位置し、平成 15 年 4 月、旧静岡市と旧清水市の合併により誕生し、平成 17 年 4 月には全国で 14 番目の政令指定都市に移行した。人口は 709,949 人（平成 17 年 3 月 31 日現在）、面積 1,374.05 平方キロメートルで、北は 3,000 メートル級の山々が連なる南アルプスから南は駿河湾までの広大な市域を有し、温暖な気候と豊かな自然をはじめとする地域資源に恵まれている。</p> <p>市内には安倍・藁科川、興津川、大井川（源流部）と全国に誇れる清流が流れ、源流部の豊かな自然や温泉などを目的に観光客が訪れ、アユ釣りのメッカとしても釣り人が集っている。また、安倍川、興津川の水は市民の水道水として利用されている。</p> <p>しかし、生活様式の変化に伴い未処理の生活雑排水が流入するとともに、山間地の人口減少や木材価格の低迷などにより水源地の森林管理が十分に行われなくなり、水質が低下し、水量も減少傾向にある。従来から生息していたホタルやメダカなどの生き物が減少し、最近では清流の代表魚であるアユの成育も良くない状況となっている。</p> <p>生活排水及び雨水を処理するために、昭和 35 年に市街地で公共下水道の供用を、平成 2 年には北部農村地域で農業集落排水施設の供用を開始し、平成元年度からは浄化槽設置事業（個人設置型）を展開しているものの、平成 15 年度末の汚水処理人口普及率は 74%と政令指定都市の平均である 98%を大きく下回っている状況にある。</p> <p>このため、汚水処理施設の整備を一層推進し、安</p>	<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>静岡市は、静岡県の中央部に位置し、北は 3,000 メートル級の山々が連なる南アルプスから南は駿河湾までの広大な市域を有し、<u>温暖な気候と豊かな自然をはじめとする地域資源に恵まれている。</u></p> <p><u>また、平成 17 年 4 月に全国 14 番目の政令指定都市に移行し、現在の都市制度のなかで最大の権限を有する都市の仲間入りを果たした。</u></p> <p><u>第 1 次総合計画において目指すまちの姿を「活発に交流し価値を創り合う自立都市」と定め、広大な市域がもたらす多様で豊かな自然や長い歴史と文化的蓄積やすぐれた人材の集積などを活用して、市民との協働により、だれもがゆとりある暮らしや価値ある人生を実感できる自立したまちを実現するための施策を進めている。</u></p> <p>市内には安倍・藁科川、興津川、大井川（源流部）と全国に誇れる清流が流れ、源流部の豊かな自然や温泉などを目的に観光客が訪れ、アユ釣りのメッカとしても釣り人が集っている。また、安倍川、興津川の水は市民の水道水として利用されている。</p> <p>しかし、生活様式の変化に伴い未処理の生活雑排水が流入するとともに、山間地の人口減少や木材価格の低迷などにより水源地の森林管理が十分に行われなくなり、水質が低下し、水量も減少傾向にある。従来から生息していたホタルやメダカなどの生き物が減少し、最近では清流の代表魚であるアユの成育も良くない状況となっている。</p> <p>生活排水及び雨水を処理するために、昭和 35 年に市街地で公共下水道の供用を、平成 2 年には北部</p>

倍・藁科川、興津川などの清流を再生し、従来から生息しているホタルやメダカなどを川に取り戻すことによりさらに魅力ある豊かな自然環境を確保していく。これにより、多くの観光客や釣り人などを誘致するとともに、市民が川辺でのレジャー活動に親しみながら、環境学習を進めることができるようにする。

また、市民生活に欠かせない安定した水道水の供給のため、安倍・藁科川、興津川の良い水質・水量を確保し、特に湯水の心配のある清水区への駿河区からの上水道の送水ルートを新規に整備することにより1日当たり3,000～4,000トンの水道水を供給できるように図り、「きれいな水のまち」の実現を目指す。

- (目標1) 汚水処理施設整備の促進(汚水処理人口普及率を74%から81%に向上)
- (目標2) 安定した水道水の供給(清水区への1日当たりの送水量3,000トン以上を確保)
- (目標3) 観光交流客数の増加(平成15年度観光流動実態調査による観光交流客数を2,126万人から2,500万人に増加)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

河川の良い水質を確保し保全するために、整備の遅れている汚水処理施設の一体的な整備を推進する。市街地においては公共下水道により、中山間地においては農業集落排水施設により、それ以外の区域では浄化槽(個人設置型)による汚水処理施設の整備を行う。また、清流河川の保護(清流に関する条例の制定、河川アドプトプログラムの拡大)、水源河川上流部のかん養林の保護(水源かん養林の整備、森林環境基金事業(森林の間伐、森林教室等各種イベント開催)、高山・市民の森、清水森林公

農村地域で農業集落排水施設の供用を開始し、平成元年度からは浄化槽設置事業(個人設置型)を展開しているものの、平成15年度末の汚水処理人口普及率(旧静岡市)は74%と政令指定都市の平均である98%を大きく下回っている状況にある。

このため、汚水処理施設の整備を一層推進し、安倍・藁科川、興津川などの清流を再生し、従来から生息しているホタルやメダカなどを川に取り戻すことによりさらに魅力ある豊かな自然環境を確保していく。これにより、多くの観光客や釣り人などを誘致するとともに、市民が川辺でのレジャー活動に親しみながら、環境学習を進めることができるようにする。

また、市民生活に欠かせない安定した水道水の供給のため、安倍・藁科川、興津川の良い水質・水量を確保し、特に湯水の心配のある清水区への駿河区からの上水道の送水ルートを新規に整備することにより1日当たり3,000～4,000トンの水道水を供給できるように図り、「きれいな水のまち」の実現を目指す。

- (目標1) 汚水処理施設整備の促進(汚水処理人口普及率を74%から81%に向上)
- (目標2) 安定した水道水の供給(清水区への1日当たりの送水量3,000トン以上を確保)
- (目標3) 観光交流客数の増加(平成15年度観光流動実態調査による観光交流客数を2,126万人から2,500万人に増加)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

河川の良い水質を確保し保全するために、整備の遅れている汚水処理施設の一体的な整備を推進する。市街地においては公共下水道により、中山間地においては農業集落排水施設により、それ以外の区域では浄化槽(個人設置型)による汚水処理施設の整備を行う。また、清流河川の保護(清流に関する条例の制定、河川アドプトプログラムの拡大)、水源河川上流部のかん養林の保護(水源かん養林の整備、森林環境基金事業(森林の間伐、森林教室等各種イベント開催)、高山・市民の森、清水森林公

園整備)、安定した水道水の供給(清水区への上水道送水ルート⁽¹⁾の整備)、観光の振興(体験型観光の振興、エリア別集客交流アクションプログラムの策定)などを進める。これらの取り組みにより、魅力ある豊かな自然環境を再生し、良好な生活環境を確保し、市民の生活に欠くことのできない水の安全を守り、地域の魅力を高め、市街地及び農山村地域の活性化を図る。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・平成 15 年 8 月に事業認可
- ・農業集落排水施設・・・平成 9 年 10 月に国より事業採択の通知を受けている。

〔事業主体〕

- ・いずれも静岡市

〔施設の種類〕

- ・公共下水道、農業集落排水施設

〔事業区域〕

- ・公共下水道 静岡市服織地区
- ・農業集落排水施設 静岡市大原地区

〔事業期間〕

- ・公共下水道 平成 17 年度～21 年度
- ・農業集落排水施設 平成 18 年度～20 年度

〔整備量〕

- ・公共下水道 200mm～800mm
L = 28,000m
- ・農業集落排水施設 150mm～200mm
L = 3,420m

処理場 1 箇所

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- 公共下水道 服織地区で 5,813 人、
- 農業集落排水施設 大原地区で 382 人

園整備)、安定した水道水の供給(清水区への上水道送水ルート⁽¹⁾の整備)、観光の振興(体験型観光の振興、エリア別集客交流アクションプログラムの策定)などを進める。これらの取り組みにより、魅力ある豊かな自然環境を再生し、良好な生活環境を確保し、市民の生活に欠くことのできない水の安全を守り、地域の魅力を高め、市街地及び農山村地域の活性化を図る。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・平成 15 年 8 月に事業認可
- ・農業集落排水施設・・・平成 9 年 10 月及び平成 11 年 3 月に国より事業採択の通知を受けている。

〔事業主体〕

- ・いずれも静岡市

〔施設の種類〕

- ・公共下水道、農業集落排水施設

〔事業区域〕

- ・公共下水道 静岡市服織地区
- ・農業集落排水施設 静岡市大原地区・油山地区・俵沢地区

〔事業期間〕

- ・公共下水道 平成 17 年度～21 年度
- ・農業集落排水施設 平成 18 年度～21 年度

〔整備量〕

- ・公共下水道 200mm～800mm
L = 28,000m
- ・農業集落排水施設 150mm～200mm
L = 11,731m

処理場 3 箇所

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- 公共下水道 服織地区で 5,813 人、
- 農業集落排水施設 大原地区で 382 人、油山地区で 552 人、俵沢地区で 237 人、計 1,171 人

〔事業費〕

公共下水道	事業費	3,000,000 千円
	(うち、交付金)	1,500,000 千円)
	単独事業費	200,000 千円
農業集落排水施設	事業費	484,800 千円
	(うち、交付金)	242,400 千円)
	単独事業費	120,000 千円
合計	事業費	3,484,800 千円
	(うち、交付金)	1,742,400 千円)
	単独事業費	320,000 千円

5 - 3 その他の事業

(1) 放流水の水質改善

- ・公共下水道事業（公共下水道事業費補助分）
静岡市服織地区を除く公共下水道事業計画認可区域において公共下水道の整備を進める。
- ・農業集落排水施設（農村整備事業統合補助事業分）
静岡市油山、依沢地区の農業集落排水施設の整備を進める。
- ・浄化槽（個人設置型）
（循環型社会形成推進交付金事業分）
公共下水道事業計画認可区域及び農業集落排水施設整備区域以外の地域において浄化槽（個人設置型）の整備を進める。

(2) 清流河川の保護

- ・清流に関する条例の制定、実施
望ましい清流像を確立し清流を守るための基本原則を定める清流に関する条例（仮称 静岡市清流条例）を制定し、河川環境を保全する活動を進める。
- ・河川アドプトプログラムの拡大
河川敷を一定区間に区切り団体・家族・個人などと縁組し、環境美化ボランティア活動により河川敷等のごみを取り除き、美しい河川を創ることを目的とするアドプトプログラムへの市民参加を進める。

(3) 水源河川上流部のかん養林の保護

- ・水源かん養林の整備
水源かん養林として確保した森林の整備を進める。
- ・森林環境基金事業

〔事業費〕

公共下水道	事業費	3,000,000 千円
	(うち、交付金)	1,500,000 千円)
	単独事業費	200,000 千円
農業集落排水施設	事業費	1,879,610 千円
	(うち、交付金)	939,805 千円)
	単独事業費	395,000 千円
合計	事業費	4,879,610 千円
	(うち、交付金)	2,439,805 千円)
	単独事業費	595,000 千円

5 - 3 その他の事業

(1) 放流水の水質改善

- ・公共下水道事業（公共下水道事業費補助分）
静岡市服織地区を除く公共下水道事業計画認可区域において公共下水道の整備を進める。
- ・浄化槽（個人設置型）
（循環型社会形成推進交付金事業分）
公共下水道事業計画認可区域及び農業集落排水施設整備区域以外の地域において浄化槽（個人設置型）の整備を進める。

(2) 清流河川の保護

- ・清流に関する条例の制定、実施
望ましい清流像を確立し清流を守るための基本原則を定める清流に関する条例（仮称 静岡市清流条例）を制定し、河川環境を保全する活動を進める。
- ・河川アドプトプログラムの拡大
河川敷を一定区間に区切り団体・家族・個人などと縁組し、環境美化ボランティア活動により河川敷等のごみを取り除き、美しい河川を創ることを目的とするアドプトプログラムへの市民参加を進める。

(3) 水源河川上流部のかん養林の保護

- ・水源かん養林の整備
水源かん養林として確保した森林の整備を進める。
- ・森林環境基金事業

自然環境の保全や水資源の確保などを目的とする基金を活用して森林の間伐事業や森林のもつ公益機能や自然環境の大切さや、これを担う林業についての意識啓発を行うため森林教室などのイベントを開催する。

- ・高山・市民の森、清水森林公園の整備

国土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全、保健・文化・教育的利用などを学習する場や市民のふれあいの場となる活動拠点の整備を進める。

(4) 安定した水道水の供給

- ・清水区への上水道送水ルート of 整備

水道水の安定供給のため湧水の心配のある清水区に対して、駿河区からの送水ルートの整備を進める。

(5) 観光の振興

- ・体験型観光の振興

農林水産業の体験を主とした観光プログラムを開発し、首都圏や大阪圏からの修学旅行客や観光客の誘致を進める。

- ・エリア別集客交流アクションプログラムの策定
市内をいくつかのエリアに区分し、各々のコンセプト及び観光資源を集約、テーマ別新観光ルートの開発などを進める。

6 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、4 に示す数値目標に照らし静岡市が計画終了後に状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が認める事項

特になし

自然環境の保全や水資源の確保などを目的とする基金を活用して森林の間伐事業や森林のもつ公益機能や自然環境の大切さや、これを担う林業についての意識啓発を行うため森林教室などのイベントを開催する。

- ・高山・市民の森、清水森林公園の整備

国土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全、保健・文化・教育的利用などを学習する場や市民のふれあいの場となる活動拠点の整備を進める。

(4) 安定した水道水の供給

- ・清水区への上水道送水ルートの整備

水道水の安定供給のため湧水の心配のある清水区に対して、駿河区からの送水ルートの整備を進める。

(5) 観光の振興

- ・体験型観光の振興

農林水産業の体験を主とした観光プログラムを開発し、首都圏や大阪圏からの修学旅行客や観光客の誘致を進める。

- ・エリア別集客交流アクションプログラムの策定
市内をいくつかのエリアに区分し、各々のコンセプト及び観光資源を集約、テーマ別新観光ルートの開発などを進める。

6 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、4 に示す数値目標に照らし静岡市が計画終了後に状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が認める事項

特になし